

国立研究開発法人物質・材料研究機構 利益相反マネジメント規程

平成29年7月12日
29規程第47号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）における利益相反マネジメントの推進を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 利益相反 職員等が産独連携活動を行うことに伴い相手先から経済的利益等を得ている場合又は経済的利益等を得ている相手先と産独連携活動を行う場合において、当該利益を得ていることに起因して自己又は相手先の利益を優先することによって当該職員等の機構における適正な職務の遂行が阻害されることをいう。
- (2) 職員等 次に掲げる者をいう。
 - ア 役員
 - イ 定年制職員
 - ウ キャリア形成職員
 - エ 任期制職員及び無期労働契約転換職員
- (3) 産独連携活動 機構が産業界と連携して行う活動のうち、次に掲げるものをいう。
 - ア 共同研究契約、受託研究契約、委託研究契約その他の企業等との契約等に基づく研究の実施
 - イ 企業等との業務実施契約に基づく技術相談等の業務の実施
 - ウ 企業等に対して行う知的財産権の実施権の設定又は実施の許諾
 - エ 企業等への出資等
 - オ 随意契約による企業等からの物品及び役務の調達（国立研究開発法人物質・材料研究機構会計規程（平成13年4月2日 13規程第16号）第31条第2項（第4号を除く。）の規定によるものに限る。）
 - カ 企業等への物品の譲渡
- (4) 経済的利益等 職員等が企業等から享受する経済的利益、地位等であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 職員等が兼業先又はクロスアポイントメントによる出向先から受ける報酬であって当該兼業先又は出向先の負担により支払われるもの
 - イ 職員等が兼業先又はクロスアポイントメントによる出向先において就任する役員等の地位
 - ウ 職員等が受ける寄付金等及び機構が受け職員等に配分される寄付金等
 - エ 職員等が得る知的財産権からの収入（機構から支払われる職務発明等の補償金を除く。）
 - オ 職員等が株式等（株式（新株予約権を含む。）及び持分をいう。）の保有によって得る利益
- (5) 企業等 産独連携活動の相手方となる企業その他の事業者をいう。

- (6) 援助措置等 国立研究開発法人物質・材料研究機構 NIMS ベンチャー援助等規程（平成15年1月23日 15規程第2号）第9条第1項及び第2項に規定する援助措置、同規程第15条に定める貸与並びに国立研究開発法人物質・材料研究機構職員人事規程（平成18年3月31日18規程第6号）第13条の2第1項に規定するクロスアポイントメントをいう。
- (7) 出資等 出資並びに援助措置等に伴う株式等の取得及び保有をいう。
- (8) 特別優遇措置 機構が出資等を実施した企業との間で行う活動のうち、次に掲げるものをいう。
 - ア 機構から企業への資金供与又はこれと同等と見なされるものであって、援助措置等に該当しないもの（資金の拠出にあたり共同研究審査委員会の審査を経た共同研究を除く。）
 - イ 機構から企業への委託研究（国、地方公共団体又は独立行政法人等公的機関から受託した研究を第三者に再委託するもの及び受託者の選定にあたり研究委託審査委員会の審査を経たものを除く。）であって、委託研究費が100万円以上となることが見込まれるもの
 - ウ 機構から企業への業務の委託（競争性のある契約及び契約相手方の選定にあたり契約審査委員会の審査を経たものを除く。）であって、その対価として機構が支払う金額が100万円以上となることが見込まれるもの

（委員会の設置）

第3条 機構に、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。
 - (1) 利益相反マネジメントポリシーに関すること。
 - (2) 利益相反マネジメント規程に関すること。
 - (3) 利益相反防止に関する措置に関すること。
 - (4) 利益相反に関する自己申告及びそれに関連する審査等に関すること。
 - (5) 自己申告及びそれに関連する審査等に基づく対処を理事長に具申すること。
 - (6) 利益相反に関連する事案に関する決裁に関わること。
 - (7) その他利益相反マネジメントに係る必要事項

（委員会の組織）

第4条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって構成する。

- 2 委員長は、法務・コンプライアンス室担当理事をもって充て、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 委員は、理事長が指名する職員及び理事長が委嘱する外部有識者をもって充てる。
- 5 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 監事は、委員会に出席して意見を述べることができる。
- 7 委員長は、必要に応じて構成員以外の者を出席させ、特定事項について意見を求めることができる。

（委員会の開催）

第5条 委員会は、委員長が必要と認めるとき、これを開催する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

- 3 委員会の審議事項は、出席した委員長及び委員の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、委員長が必要と認める場合は、委員長及び全ての委員に対して送付する書面（電子メールを含む。以下同じ。）により開催することができるものとし、議事も書面により決するものとする。この場合において、第3項中「出席した」とあるのは「書面の宛先となった」と読み替える。
- 5 委員会は、非公開とする。

（内部統制委員会への報告）

第6条 委員長は、必要に応じて、国立研究開発法人物質・材料研究機構内部統制推進規程（平成27年3月24日 27規程第100号）第6条第1項に定める内部統制委員会に対し、同委員会の審議事項に関する必要事項を報告するものとする。

（委員会の事務）

第7条 委員会の事務は、法務・コンプライアンス室において行う。

（利益相反マネジメントの対象となる職員等及び場合）

第8条 次の表各項の職員等の欄に掲げる職員等は、当該各項の場合の欄に掲げる場合に該当するときは、次条から第11条まで、第12条第3項及び第14条第3項に定めるところにより、利益相反に関する自己申告その他の利益相反マネジメントのための必要な措置をとるものとする。

	職員等	場合
1	機構の職員等として従事する産独連携活動の相手先との間で、経済的利益等を享受している、又は享受することとなる職員等（任期制職員及び無期労働契約転換職員（管理又は監督の地位にあるものを除く。）を除く。）	次のいずれかに該当する場合 （１）享受している、又は享受することとなる経済的利益等が次のいずれかである場合 ア 兼業先又はクロスアポイントメントによる出向先から受ける報酬であって当該兼業先又は出向先の負担により支払われるもののうち、その額が一年度につき１００万円以上であるもの イ 兼業先又はクロスアポイントメントによる出向先において就任する地位（無報酬のものを含む。） ウ 寄付金のうち、その額が一年度につき３００万円以上であるもの エ 知的財産権からの収入 （２）産独連携活動の相手方の株式等を保有している、又は保有することとなる場合（公開株式の保有にあつては総発行株式数の５％以上を保有する場合に限る。）
2	競争的資金等の公的研究費の交付を申請する職員等若しくはそれに採択された職員等又は当該公的研究費により研究を行う職員等	当該公的研究費の配分機関から求められた場合
3	機構の業務において重要な意思決定の権限を有する職員等	機構が企業等への出資等を行うこととなる、又は行っている場合
4	特別優遇措置に係る業務を担当する組織の長である職員等	機構が特別優遇措置をとる場合
5	その他委員会が必要と認める職員等	委員会が必要と認める場合

（産独連携活動を行う場合等の自己申告）

第９条 前条の表１の項、２の項及び５の項の職員等の欄に規定する職員等は、当該各項の場合の欄に規定する場合に該当するときは、すみやかに、利益相反に関する自己申告を行わなければならない。

２ 前項の自己申告を行った職員等は、同項の自己申告を行った年度の翌年度以降において、同項に規定する場合に引き続き該当することとなるときは、その年度ごとに、再度の自己申告を行わなければならない。

３ 前二項の自己申告は、別紙様式１による自己申告書を、法務・コンプライアンス室へ提出して行うものとする。

（機構が出資等を行う場合の自己申告）

第１０条 機構の業務において重要な意思決定の権限を有する職員等（役員、センター長

及び部門長に限る。以下この条において同じ。）は、機構が企業等への出資等を行うこととなる場合には、それぞれの企業等ごとに、当該企業等との利益相反に関する自己申告を行わなければならない。

- 2 機構の職員等は、機構が企業等への出資等を行っている場合において、機構の業務において重要な意思決定の権限を有する職に就くこととなったときは、それぞれの企業等ごとに、当該企業等との利益相反に関する自己申告を行わなければならない。
- 3 機構の業務において重要な意思決定の権限を有する職員等は、機構が企業等への出資等を行っている場合には、年度ごとに、出資等を行っている企業等との利益相反に関する自己申告を行わなければならない。
- 4 前三項の自己申告は、別紙様式2による自己申告書を、法務・コンプライアンス室へ提出して行うものとする。

（特別優遇措置をとる場合の申告）

第11条 第8条の表4の項の職員等の欄に規定する職員等は、機構が特別優遇措置をとる場合には、事前に利益相反に関する申告を行わなければならない。

- 2 前項の規定により申告を行わなければならない者は、次の表の上欄に掲げる組織の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める者とする。

グループ	グループリーダー
プラットフォーム	プラットフォーム長
室	室長
その他の組織	センター長又は部門長

- 3 第1項の申告は、次に掲げる事項を記載した書面を法務・コンプライアンス室に提出して行うものとする。
 - (1) 当該特別優遇措置の内容
 - (2) 当該特別優遇措置をとる理由
 - (3) 第2条第1項第8号アに該当する特別優遇措置については、その金額の相当性
 - (4) 申告を行う職員等と当該特別優遇措置の相手先との間の利益相反の状況
 - (5) その他参考となる事項

（利益相反カウンセリング）

第12条 機構は、職員等の利益相反に対するマネジメントを適正かつ円滑に行うため、利益相反マネジメントについての専門的知識を有する者を、利益相反カウンセラーに委嘱する。

- 2 利益相反カウンセラーは、利益相反に関する職員等からの相談（以下「利益相反カウンセリング」という。）に応ずるとともに、利益相反マネジメントに関し機構への助言を行う。
- 3 第9条若しくは第10条の規定による自己申告又は前条の規定による申告（以下「自己申告等」という。）を行う職員等は、利益相反カウンセラーによる利益相反カウンセリングを受けるものとする。ただし、利益相反カウンセラー又は法務・コンプライアンス室がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

（自己申告等の審査）

第13条 委員会は、自己申告等のあった事案について、利益相反マネジメントのための審査を行うものとする。

- 2 利益相反カウンセラーは、自己申告等を行った職員等について、利益相反カウンセリングを行ったときはその結果を、利益相反カウンセリングを受ける必要がないと認めたときはその旨及び理由を、法務・コンプライアンス室を通じ、委員会へ報告する。
- 3 法務・コンプライアンス室は、自己申告等を行った職員等について、利益相反カウンセリングを受ける必要がないと認めたときはその旨及び理由を、委員会へ報告する。
- 4 委員会は、第1項の審査に当たり必要と認めるときは、自己申告等を行った職員等その他の関係者に対し、事情説明を求めることができる。
- 5 委員会は、第1項の審査の結果を理事長へ報告するとともに、当該審査結果に基づき、必要な対処について、理事長へ具申するものとする。

(判断の通知及び対処措置)

第14条 理事長は、前条第5項に規定する審査結果の報告を受けたときは、当該報告を踏まえ、自己申告等を行った職員等に対し、利益相反マネジメントに係る判断の通知を行うものとする。

- 2 理事長は、前条第5項に規定する必要な対処の具申を受けたときは、当該具申を踏まえ、自己申告等を行った職員等に対する指示その他の必要な対処措置を講じるものとする。
- 3 自己申告等を行った職員等は、前項の対処措置として、必要な対処の指示を受けたときは、当該指示を受けた適切な対処を行わなければならない。

(不服申立て)

第15条 前条第1項の通知を受けた職員等又は同条第2項の対処措置の指示を受けた職員等は、通知された利益相反マネジメントに係る判断又は指示された対処措置に不服がある場合には、その通知又は指示を受けた日から2週間以内に限り、理事長に対し、不服を申し立てることができる。

- 2 前項の不服申立ては、書面により行うものとし、一事案につき一回を超えて行うことができない。
- 3 理事長は、第1項の不服申立てを受けたときは、委員会に諮問し、当該申立てについて審理させなければならない。
- 4 前項の諮問を受けた委員会は、不服申立ての審理を行うに当たり、当該申立てを行った職員等に対し、当該申立ての根拠となる資料の提出、事情の説明その他の協力を求めることができる。
- 5 委員会は、不服申立てを行った職員等に対し前項の規定による協力を求めた場合において、当該職員等が正当な理由なく協力を拒むときは、当該申立てについての審理を打ち切ることができる。この場合において、ただちにその旨を理事長へ報告するものとする。
- 6 委員会は、不服申立ての審理を行い、その結論を得たときは、ただちに当該結論を理事長へ答申するものとする。
- 7 理事長は、第5項の報告又は前項の答申を受けたときは、当該報告又は答申を踏まえ、不服申立てを行った職員等に対し、当該申立てに対する判断の通知を行うものとする。

(秘密保持義務)

第16条 委員会の委員長及び委員、利益相反カウンセラーその他の関係者は、職務上知

ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

附 則（平成２９年７月１２日 ２９規程第４７号）

1. この規程は、平成２９年７月１２日から施行する
2. 国立研究開発法人物質・材料研究機構利益相反マネジメント運用基準（平成１７年６月２４日 利益相反マネジメント委員会）は、廃止する。

附 則（令和２年３月１０日 ２０２０規程第１４号）

この規程は、令和２年３月１０日から施行する。

附 則（令和４年４月２６日 ２０２２規程第２３号）

この規程は、令和４年５月１日から施行する。

附 則（令和４年８月２３日 ２０２２規程第４３号）

この規程は、令和４年９月１日から施行する。

附 則（令和５年２月２８日 ２０２３規程第１３号）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和５年８月２９日 ２０２３規程第１０６号）

この規程は、令和５年９月１日から施行する。

附 則（令和７年３月１１日 ２０２５規程第１６号）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。